

デイサービスセンター ウェルケア道後
(指定通所介護)
運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人喜久寿（以下「事業者」という。）が設置するデイサービスセンター ウェルケア道後（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護（以下「通所サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が、利用者に対して適切な通所サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者は、前項のほか、「介護保険法令」及び「松山市条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：デイサービスセンター ウェルケア道後
- (2) 所在地：愛媛県松山市下伊台町乙129番地9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種名	員 数		職務内容
	常 勤	非常勤	
管理者（所長）	1 ※生活相談員と兼務		理事長の命を受け、従業者の管理及び通所サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生 活 相 談 員	3 ※うち2名介護職員と兼務 うち1名管理者と兼務		通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

看 護 職 員	1 ※機能訓練指導員 と兼務	2 ※機能訓練指導員 と兼務	利用者の看護、日常生活上の世話及び健康管理を行う。
機 能 訓 練 指 導 員	4 ※1 名看護職員と兼務	2 ※2 名、看護職員 と兼務	利用者の日常生活を営むために必要な機能改善及びその減退を防止するための機能訓練を行う。
介 護 職 員	11 ※2 名生活相談員と兼務	7	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(勤務体制の確保等)

第5条 事業者は、利用者に対し適切な通所サービスを提供することができるよう、事業所ごとに就業規則により従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所ごとに、事業所の事業者によって通所サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(営業日及び営業時間並びにサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 営業日：年始（1/1～1/3）を除き、年中無休とする。
- (2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分とする。
- (3) サービス提供時間：午前9時30分～午後4時45分までとする。

(利用定員及び利用定員の遵守)

第7条 通所サービスの利用定員は介護予防・日常生活支援総合事業（指定介護予防型通所サービス事業）における指定介護予防型通所サービスと併せて50名とする。

2 事業者は、利用定員を超えて通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は松山市（島しょ部を除く。）とする。

(指定通所介護の内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業者は、通所サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他「松山市条例施行規則」で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

通所介護サービスの内容は、送迎・食事介助・機能訓練等とする。

(提供拒否の禁止)

第 10 条 事業者は、正当な理由なく通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 11 条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所サービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者の紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第 12 条 事業者は、通所サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 13 条 事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の有効期間の満了日の 30 日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 事業者は、通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（松山市条例に規定するサービス担当者会議をいう）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 15 条 事業者は、通所サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 16 条 事業者は、通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が「介護保険法施行規則（第 36 号。以下「施行規則」という。）」第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申

込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する。

旨を市長村に対して届け出ること等により通所サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 17 条 事業者は、居宅サービス計画（「施行規則」第 64 条第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った通所サービスを提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第 18 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第 19 条 事業者は、通所サービスを提供したときは、当該通所サービスの提供日及び内容、当該通所サービスについて「介護保険法」第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は、利用者に対し通所サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者又はその家族から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者又はその家族に提供するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 20 条 利用料は介護報酬の告示上の額とし、事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所サービスを提供したときは、その利用者から、利用料の一部として、当該通所サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用：第 8 条に規定する通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合、450 円/片道 10 km 以上
- (2) 食事の提供に関する費用：昼食 500 円/食
- (3) おむつ代：実費

(4) 前各号に掲げるもののほか、通所サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの費用：実費

(5) サービス利用予定日の前日までに、サービス利用中止のお申し出がなく、当日になってサービス利用を中止された場合には、キャンセル料として、その日予定していた昼食代をお支払いいただく場合があるものとする。ただし、ご利用者の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス利用中止の場合には、この限りではない。

4 第1項に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(通所サービスの基本取扱方針)

第22条 通所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者は、提供する通所サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図るものとする。

(通所サービスの具体的取扱方針)

第23条 通所サービスの方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通所サービスの提供に当たっては、第25条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 事業者は、通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (4) 通所サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(身体的拘束等の禁止)

第24条 事業者は、通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（通所介護計画の作成）

第 25 条 事業者の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2 事業者の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って通所介護計画を作成するものとする。

3 事業者の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4 事業者の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該通所介護計画を利用者に交付するものとする。

5 従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第 26 条 事業者は、通所サービスを受けている利用者が、正当な理由なく通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付けてその旨を市町村に通知するものとする。

（緊急時等の対応）

第 27 条 事業者は、現に通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者の責務）

第 28 条 事業者の管理者は、事業者の従業者の管理及び通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 事業者の管理者は、当該事業者の従業者に本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（非常災害対策）

第 29 条 事業者は、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所

の見やすい場所に掲示しておくものとする。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行うものとする。

3 事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めるものとする。

(衛生管理等)

第30条 事業者は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業者は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示)

第31条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておくものとする。

(秘密保持等)

第32条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第33条 事業者は、事業所について、虚偽又は誇大な広告をしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 34 条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 35 条 事業者は、提供した通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供した通所サービスに関し、「介護保険法」の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応ずるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するものとする。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業者は、提供した通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う「介護保険法」第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するものとする。この場合において、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携)

第 36 条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 37 条 事業者は、利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 38 条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、相互の親睦と融和に努めるものとする。

(1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙をしないこと

- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと
- (3) けんか、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になる行為をしないこと
- (4) 事業所内で、他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと

(虐待防止に関する事項)

第 39 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
- (2) 当該事業所における虐待防止のための指針の整備をすること
- (3) 当該事業所において、従業員に対し、虐待も防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 40 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 42 条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対する通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第 24 条第 2 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 26 条に規定する市町村への通知に関する記録

(5) 第 35 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第 37 条第 2 項に規定する事故の発生状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他)

第 43 条 本規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、本会理事長が別に

定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成 30 年 7 月 5 日より施行する。

この規定は、平成 31 年 2 月 25 日より施行する。

この規定は、令和元年 9 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 1 月 4 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 11 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。